

森林法等の改正に伴う J-VER 制度における変更承認依頼等手続きについて

「R001 森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)」及び

「R002 森林経営活動による CO2 吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)」

平成 24 年 4 月 13 日

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室
オフセット・クレジット (J-VER) 制度事務局

2011 年度森林法、森林法施行令、森林法施行規則及び農林水産省関係告示の改正並びに 2012 年 4 月 1 日からの施行に伴う変更承認依頼等手続きを以下の通り定める。

なお、「R001 森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)ver. 6.0」及び「R002 森林経営活動による CO2 吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)ver. 6.0」に記載される内容とは一部異なるが、森林法等の改正に伴う J-VER 制度における扱いについては、本手続きによる内容を最新版とし、プロジェクト登録時の方法論のバージョンにかかわらず、すべてのプロジェクトにおいて適用される。

1. 既に登録されたプロジェクトで、森林施業計画の計画期間中あるいは計画終期の翌日を計画始期とする森林経営計画を作成し、認定を受けたものについて、その計画対象森林が従前の森林施業計画の対象森林と同等、もしくはそれより拡大する場合、下記のとおりとする。

- ①従前の森林施業計画期間満了時と同じく、計画の認定番号の変更承認依頼を行うこと。
- ②上記①のみに係る変更承認依頼は、原則として報告事項として扱われる。
- ③プロジェクト代表事業者等は、森林経営計画における追加対象森林を J-VER プロジェクト対象施業森林とするか否かの選択を行うことができる。J-VER プロジェクトの内容 (J-VER プロジェクト施業対象となる小班等) を J-VER プロジェクト登録時の計画内容から変更しない場合、従前の森林施業計画対象森林を J-VER プロジェクトにおける森林計画の単位とみなし、森林経営計画における追加対象森林の増加に関する変更承認依頼提出及び森林経営計画における追加対象森林の所有者からの永続性を担保するための同意書提出は不要とする。他方、森林経営計画における追加対象森林を J-VER プロジェクト対象施業森林とし、J-VER プロジェクトの内容 (J-VER プロジェクト施業対象となる小班等) を J-VER プロジェクト登録時の計画内容から変更する場合、J-VER 制度における変更手続きに従うこと (実施規則 別紙 P. 27 参照)。

2. 既に登録されたプロジェクトで、森林施業計画の計画期間が平成 24 年 4 月 20 日まで (当該森林施業計画に引き続き作成する森林経営計画が都道府県知事認定に係るものであっては平成 24 年 4 月 30 日まで、大臣認定に係るものにあつては平成 24 年 5 月 30 日まで) に満了するものにあつては、平成 24 年 4 月 21 日 (都道府県知事認定に係るものにあつては平成 24 年 5 月 1 日、大臣認定に係るものにあつては平成 24 年 5 月 31 日) を始期とする森林経営計画について認定請求を行い、認定を受けた場合、森林経営計画認定請求書及び森林経営計画書の表紙の写しを提出することで、従前の森林施業計画と森林経営計画が継続して作成し、認定を受けたものとみなし、1 の手続きによることとする。

1、2 以外の場合は、J-VER 制度における変更手続きに従うこと (実施規則 別紙 P. 27 参照)。

以上